

## 第2節 社会

### 1 改訂の趣旨及び要点

#### (1) 社会科の改訂の基本的な考え方（改訂の趣旨）

- ア 基礎的・基本的な「知識及び技能」の確実な習得
- イ 「社会的な見方・考え方」を働かせた「思考力、判断力、表現力等」の育成
- ウ 主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養やよりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度の育成

#### (2) 改訂の要点

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるよう、全ての教科等の目標及び内容が、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理されている。

##### ア 目標の改善

中学校社会科における目標については、小学校社会科との接続はもちろん、高等学校地理歴史科や公民科との接続も踏まえ、学校種の違いによる発達段階や分野の特質に応じて、柱書と三つの資質・能力からなる目標が設定されている。その際、従前からの学習指導要領における目標の趣旨を引き継ぎつつ、社会の変化に伴い、中学校社会科学習に求められる状況などを踏まえ、改善を図ることとされている。

具体的には、小・中学校の一貫性の観点から、社会科が目指す究極のねらいに当たる文言については、小学校、中学校とも「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎」という共通の文言にし、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に関わる①から③までの目標においては、各分野の特質を表す規定となるよう整理されている。

##### イ 内容構成の改善

各教科等の内容については、その項目ごとに生徒が身に付けることが期待される資質・能力を三つの柱に沿って示すこととしつつも、「学びに向かう力、人間性等」については、教科及び分野目標において全体としてまとめて示し、項目ごとには内容を示さないことを基本とし、記述されている。

中学校社会科に直接関連することとしては、大項目はA、B、C…の順で示し、それを構成する中項目は(1)、(2)、(3)…、さらに必要に応じてそれを細分した小項目等は①、②、③…の順で示されている。また、今回、分野間で共通して内容のまとまりとなる中項目においてア、イを置き、それぞれ原則的に「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」の順に、それぞれの事項におけるねらいが記載されている。

##### ウ 内容の改善・充実

「教育内容の見直し」について、社会科全体に関わる部分は、学校種及び分野間

の関連付けを図りながら、適宜各分野に振り分けるとともに、中学校社会各分野に関わる部分は、分野ごとにそれぞれ関連する記載事項を反映させ、その具体化が図られている。

#### エ 学習指導の改善充実等

「主体的・対話的で深い学び」については、方式化された授業の方法や技術ではなく、授業改善の考え方として捉えるべきことが議論されてきた。これまで言語活動の充実などの形で教科を超えて図られてきた学習活動の改善が、引き続き「社会的な見方・考え方」を働かせる中で、社会科ならではの「問い」として設定され、社会的事象に関わる課題を追究したり解決したりする活動が取り入れられることによって実現することが求められている。

## 2 目標及び内容

### (1) 目 標

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- ① 我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等に関して理解するとともに、調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- ② 社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。
- ③ 社会的事象について、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される我が国の国土や歴史に対する愛情、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める。

### (2) 内 容

[地理的分野]

#### ア 世界と日本の地域構成に関わる内容構成の見直し

「世界と日本の地域構成」については、従前の「世界の様々な地域」、「日本の様々な地域」の二つの大項目からなる内容構成を見直し、両大項目の最初に置かれた「世界の地域構成」、「日本の地域構成」を統合して新たな大項目を設け、それが地理的分野の学習の冒頭に位置付けられている。

#### イ 地域調査に関わる内容構成の見直し

地域調査については、従前の世界の様々な地域又は国を対象とする「世界の様々な地域の調査」、生徒の生活舞台を対象とする「身近な地域の調査」という、対象地域によって異なる二つの中項目からなる内容構成を見直し、生徒の生活舞台を主要

な対象地域とした、観察や野外調査、文献調査などの実施方法を学ぶ「地域調査の手法」と、地域の将来像を構想する「地域の在り方」の二つの中項目に分け、再構成されている。

ウ 世界の諸地域学習における地球的課題の視点の導入

グローバル化が引き続き進展し、また環境問題等の地球的課題が一層深刻化する現状においては、世界の諸地域の多様性に関わる基礎的・基本的な知識を身に付け、世界全体の地理的認識を養うとともに、世界各地で見られる地球的課題について地域性を踏まえて適切に捉えることが大切であることから、地球的課題の視点が「世界の諸地域」における追究の視点として位置付けられている。

エ 日本の諸地域学習における考察の仕方の柔軟化

項目ごとに羅列的な扱いに陥ることのないよう、また、学習する地域に関する事実的な知識を覚えることのみならず主眼が置かれることのないよう、考察の仕方に重点を置いた「日本の諸地域」学習が引き継がれている。その際、平成20年改訂では、指定された七つの考察の仕方に対して、七地方区分された日本各地域を当てはめるという組合せが一般的であったが、このたびは適切に地域区分された日本の各地域を前提に、その地域的な特色を捉えるのに適切な考察の仕方を、指定された四つの考察の仕方、あるいは必要に応じて中核となる事象を設定する考察の仕方を、適宜選択して組み合わせて結び付けるようにしている。

オ 日本の様々な地域の学習における防災学習の重視

平成20年改訂以降、未曾有の災害である東日本大震災を経て、なお継続する地震被害、さらに全国各地で生起する台風や集中豪雨等による河川の決壊、土砂崩れなど、頻発する自然災害に対応した人々の暮らしの在り方を考えることは、我が国で生活する全ての人々にとって欠くことのできない「生きる力」である。そこで、大項目「日本の様々な地域」にあつては、それを構成する四つの中項目を通して、我が国の自然災害や防災の実態などを踏まえた学習が可能となるように、適宜、自然災害やそこでの防災の事例が取り上げられるような構成としている。

[歴史的分野]

ア 歴史について考察する力や説明する力の育成の一層の重視

各中項目のイの(ア)に「社会的事象に関する歴史的な見方・考え方」を踏まえた課題(問い)の設定などに結び付く着目する学習の視点を示し、類似や差違を明確にし、因果関係などで関連付ける等の方法により考察したり、表現したりする学習について示されている。また、各中項目のイの(イ)に、「各時代を大観して、時代の特色を多面的・多角的に考察し、表現」する学習が明示されている。平成20年改訂では内容の(1)「歴史のとらえ方」の中項目ウにおいて、「学習した内容を活用してその時代を大観し表現する活動を通して、各時代の特色をとらえさせる」と示されてきた。今回の改訂では、中項目ごとにこれらを示し、「まとめ」としての学習を行うことが一層明確にされている。

イ 歴史的分野の学習の構造化と焦点化

(1)、(2)…の中項目内のアに示した「知識及び技能を身に付ける」学習と、イに

示した「思考力、判断力、表現力等を身に付ける」学習との関係や、それらの各事項に示した歴史に関わる個別的な事象同士の関係を明確にするために、学習内容と学習の過程が構造的に示されている。学習の過程を含めて構造的に示すことによって、大項目、中項目及び各事項のねらいに基づいた学習が展開し、アに示す「知識及び技能を身に付ける」学習と、イに示す「思考力、判断力、表現力等を身に付ける学習」を有機的に結び付けて、課題追究的な学習の実現を図ることとされている。また、学習の構造化と学習のねらいを明確にすることによって、学習の際に扱うべき歴史に関わる諸事象の精選を図ることとされている。

ウ 我が国の歴史の背景となる世界の歴史の扱いの一層の充実

グローバル化が進展する社会の中で、我が国の歴史の大きな流れを理解するために、世界の歴史の扱いについて、一層の充実が図られている。高等学校地理歴史科に「歴史総合」が設置されることを受け、我が国の歴史に間接的な影響を与えた世界の歴史についても充実させている。

エ 主権者の育成という観点から、民主政治の来歴や人権思想の広がりなどについての学習の充実

民主政治の来歴や、現代につながる政治制度や人権思想の広がりについての学習の充実を図ることとされている。

オ 様々な伝統や文化の学習内容の充実

歴史的分野の目標の(2)で、「伝統と文化の特色」などを考察すること、目標の(3)で「国家及び社会並びに文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を尊重しようとする大切さについての自覚などを深め」ることが示されている。内容のAの「(2)身近な地域の歴史」において、具体的な事柄を通して受け継がれてきた伝統や文化への関心を高めることや、各中項目における伝統や文化の特色の理解につながる学習とともに、新たに内容のBの(2)や(3)において、「琉球の文化」や「アイヌの文化」についても触れることとし、学習内容の一層の充実を図ることとされている。

[公民的分野]

ア 現代社会の特色、文化の継承と創造の意義に関する学習の一層の重視

(ア) 内容のAの「(1)私たちが生きる現代社会と文化の特色」において、現代日本の社会の特色として少子高齢化、情報化、グローバル化などが見られること、これらが現在と将来の政治・経済・国際社会に与える影響について多面的・多角的に考察し、表現できるようにしている。

(イ) さらに同じ中項目において、現代社会における文化の意義や影響について理解できるようにするとともに、我が国の伝統と文化を扱い、文化の継承と創造の意義について多面的・多角的に考察し、表現できるようにしている。

(ウ) 内容のDの「(1)世界平和と人類の福祉の増大」で、国際社会における文化や宗教の多様性について取り上げることとされている。

イ 現代社会を捉える枠組みを養う学習の一層の充実

内容のAの「(2)現代社会を捉える枠組み」で、従前に引き続き、現代社会を捉え、

多面的・多角的に考察、構想する際に働かせる概念的な枠組みの基礎として、対立と合意、効率と公正などを取り上げ、現代社会を捉える枠組みを養う学習の一層の充実を図ることとされている。

ウ 現代社会の見方・考え方を働かせる学習の一層の充実

内容のAの「(2)現代社会を捉える枠組み」を以後の大項目の学習に生かすとともに、経済、政治、国際社会に関わる現代の社会的事象について考察、構想したり、その過程や結果を適切に表現したりする際に働かせる視点（概念など）として、「分業と交換、希少性など」、「個人の尊重と法の支配、民主主義など」、「協調、持続可能性など」を新たに示し、課題の特質に応じた視点（概念など）に着目して考察したり、よりよい社会の構築に向けて、その課題の解決のための選択・判断に資する概念などを関連付けて構想したりするなど、現代社会の見方・考え方を働かせる学習の一層の充実を図ることとされている。

エ 社会に見られる課題を把握したり、その解決に向けて考察、構想したりする学習の重視

(ア) 内容のAの「(2)現代社会を捉える枠組み」では、社会生活における物事の決定の仕方、契約を通じた個人と社会との関係、きまりの役割について多面的・多角的に考察し、表現できるようにしている。

(イ) 内容のBの「(1)市場の働きと経済」では、個人や企業の経済活動における役割と責任について多面的・多角的に考察し、表現できるようにしている。その際、起業について触れるとともに、経済活動や起業などを支える金融などの働きについて取り扱うこととされている。また、社会生活における職業の意義と役割について多面的・多角的に考察し、表現できるようにしている。その際、仕事と生活の調和という観点から労働保護立法についても触れることとされている。

(ウ) 内容のBの「(2)国民の生活と政府の役割」では、少子高齢社会における社会保障の意義について理解できるようにしている。また、財政及び租税の役割について、財源の確保と配分という観点から、財政の状況や少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえて財政の持続可能性と関連付けて多面的・多角的に考察し、表現できるようにしている。

(エ) 内容のCの「(1)人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」で、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現できるようにしている。

(オ) 内容のCの「(2)民主政治と政治参加」で、民主政治の推進と、公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連について多面的・多角的に考察、構想し、表現できるようにしている。

オ 国家間の相互の主権の尊重と協力、国家主権、国連における持続可能な開発のための取組に関する学習の重視

内容のDの「(1)世界平和と人類の福祉の増大」で、世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切である

ことを理解できるようにしている。その際、領土（領海、領空を含む。）と国家主権を関連させて取り扱ったり、国際連合における持続可能な開発のための取組についても触れたりして、基本的な事項を理解できるようにしている。

カ 課題の探究を通して社会の形成に参画する態度を養うことの一層の重視

内容のDの「(2)よりよい社会を目指して」で、持続可能な社会を形成することに向けて、社会的な見方・考え方を働かせて課題を探究し、自分の考えを説明、論述できるようにしている。この中項目は、従前に引き続き社会科のまとめという位置付けとし、公民的分野はもとより、地理的分野、歴史的分野などの学習の成果を生かし、これからのよりよい社会の形成に主体的に参画する態度を養うこととされている。

### 3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、分野の特質に応じた見方・考え方を働かせ、社会的事象の意味や意義などを考察し、概念などに関する知識を獲得したり、社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりする活動の充実を図ること。また、知識に偏り過ぎた指導にならないようにするため、基本的な事柄を厳選して指導内容を構成するとともに、各分野において、第2の内容の範囲や程度に十分配慮しつつ事柄を再構成するなどの工夫をして、基本的な内容が確実に身に付くよう指導すること。

イ 小学校社会科の内容との関連及び各分野相互の有機的な関連を図るとともに、地理的分野及び歴史的分野の基礎の上に公民的分野の学習を展開するこの教科の基本的な構造に留意して、全体として教科の目標が達成できるようにする必要があること。

ウ 各分野の履修については、第1、第2学年を通じて地理的分野及び歴史的分野を並行して学習させることを原則とし、第3学年において歴史的分野及び公民的分野を学習させること。各分野に配当する授業時数は、地理的分野 115 単位時間、歴史的分野 135 単位時間、公民的分野 100 単位時間とすること。これらの点に留意し、各学校で創意工夫して適切な指導計画を作成すること。

したがって、地理的分野は第1、第2学年あわせて 115 単位時間履修させ、歴史的分野については第1、第2学年あわせて 95 単位時間、第3学年の最初に 40 単位時間履修させ、その上で公民的分野を 100 単位時間履修させることになる。

エ 障がいのある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

オ 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、社会科の特質に応じて適切な指導をすること。

(2) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 社会的な見方・考え方を働かせることをより一層重視する観点に立って、社会的事象の意味や意義、事象の特色や事象間の関連、社会に見られる課題などについて、考察したことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなどの言語活動に関わる学習を一層重視すること。
- イ 情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に調べ分かれようとして学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること。
- ウ 調査や諸資料から、社会的事象に関する様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習活動を重視するとともに、作業的で具体的な体験を伴う学習の充実を図るようにすること。その際、地図や年表を読んだり作成したり、現代社会の諸課題を捉え、多面的・多角的に考察、構想するに当たっては、関連する新聞、読み物、統計その他の資料に平素から親しみ適切に活用したり、観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめ、発表したりするなどの活動を取り入れるようにすること。
- エ 社会的事象については、生徒の考えが深まるよう様々な見解を提示するよう配慮し、多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、有益適切な教材に基づいて指導するとともに、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより、生徒が多面的・多角的に考察したり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げるものがないよう留意すること。

#### 4 移行措置の内容

平成 30 年度から平成 32 年度までの第 1 学年から第 3 学年までの社会の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第 2 章第 2 節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第 2 章第 2 節の規定によることができる。ただし、現行中学校学習指導要領による場合には、次のとおりとする。

(1) 平成 30 年度から平成 32 年度までの第 1 学年から第 3 学年までの社会の指導に当たっては、次のアからウまでのとおりとする。

ア 現行中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2 [地理的分野] の 2 (1) に規定する事項に、新中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2 [地理的分野] の 2 A (1) ア (イ) に規定する事項を加え、新中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2 [地理的分野] の 3 (3) ア (イ) の規定を適用するものとし、現行中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2 [地理的分野] の 2 (2) アに規定する事項を省略するものとする。

イ 現行中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2 [歴史的分野] の 2 (5) イのうち「富国強兵・殖産興業政策」の部分の規定に係る事項については、現行中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2 [歴史的分野] の 3 (6) イのうち「富国強兵・殖産興業政策」に関する規定は適用せず、新中学校学習指導要領第 2 章第 2 節第 2 [歴史的分野] の

- 3 (4)アのうち「富国強兵・殖産興業政策」に関する規定を適用するものとする。
- ウ 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔公民的分野〕の2(4)アに規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔公民的分野〕の2D(1)ア(ア)のうち「領土(領海、領空を含む。)、国家主権、国際連合の働きなど基本的な事項について理解する」の部分の規定に係る事項を加え、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔公民的分野〕の3(5)ア(イ)の規定は適用せず、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔公民的分野〕の3(5)ア(ア)のうち「領土(領海、領空を含む。)、国家主権」に関する規定を適用するものとする。
- (2) 平成31年度の第1学年及び平成32年度の第1学年並びに第2学年における社会の指導に当たっては、次のアからカまでのとおりとする。
- ア 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕及び現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第2節第3の1(2)の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第2章第2節第3の1(3)の規定により、授業時数を両分野に適切に配当するものとする。
- イ 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の2(1)ウに規定する事項に現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の2(1)エのうち「様々な地域又は国の地域的特色をとらえる適切な主題を設けて追究し、世界の地理的認識を深めさせる」の部分の規定に係る事項を加え、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の3(3)エの規定を適用するものとし、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の2(1)エに規定する事項を省略するものとする。
- ウ 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の2(2)アのうち「世界の古代文明」の部分の規定に係る事項については、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(3)アのうち「世界の古代文明」に関する規定は適用せず、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(3)アのうち「世界の古代文明」に関する規定を適用するものとする。
- エ 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の2(3)アに規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の2B(2)ア(ア)のうち「元寇がユーラシアの変化の中で起こったことを理解する」の部分の規定に係る事項を加え、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(3)イのうち「ユーラシアの変化」に関する規定を適用するものとする。
- オ 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の2(4)アのうち「ヨーロッパ人来航の背景」の部分の規定に係る事項については、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(5)アのうち「ヨーロッパ人来航の背景」に関する規定は適用せず、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(3)ウのうち「ヨーロッパ人来航の背景」に関する規定を適用するものとする。
- カ 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の2(5)アのうち「市民革命」の部分の規定に係る事項については、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(6)アのうち「市民革命」に関する規定は適用せず、新中学

校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(4)アのうち「市民革命」に関する規定を適用するものとする。

## 5 移行措置期間中の留意事項

- (1) 中学校特例告示により追加又は省略することとした内容（学年間で移行した内容を含む。）について十分留意した指導計画を作成すること。特に、移行期間中に追加して指導すべきとされている新中学校学習指導要領の内容については、新中学校学習指導要領の規定により、適切な指導が行われるようにすること。
- (2) 移行期間中、実際に新中学校学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、所要の授業時数を確保して指導が行われるようにすること。
- (3) 平成32年度の指導に当たっては翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成33年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分に留意し、新中学校学習指導要領に円滑に移行できるようにすること。
- (4) 平成34年度高等学校学習指導要領の改訂をふまえ、中高間の円滑な接続を重視し、義務教育段階で身に付けておくべき資質・能力を育成したうえで高等学校の学びにつなげていけるようにすること。

## 6 特に配慮すべき事項

- (1) 平成27年3月4日付け初等中等教育局長通知「学校における補助教材の適正な取扱いについて」（26文科初第1257号）に記されているように、諸資料を補助教材として使用することを検討する際には、その内容及び取扱いに関して、
  - ア 教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従っていること、
  - イ その使用される学年の児童生徒の心身の発達の段階に即していること、
  - ウ 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないこと、に十分留意することが必要である。この通知の趣旨を踏まえ、各分野の指導においては、生徒の発達の段階を考慮して、社会的事象について多面的・多角的に考察したり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることができるよう配慮することが大切である。
- (2) 教育基本法第14条及び第15条に関する事項の取扱いについては、第2の内容の指導に当たって、教育基本法第14条及び第15条の規定に基づき、適切に行うよう特に慎重に配慮して、政治及び宗教に関する教育を行うものとする。